



BANDIERA FOOTBALL SCHOOL

会員規約

第1条 名称

当スクールは「バンディエラフットボールスクール」と称することとする。

第2条 所在

当スクールの事務局は、神奈川県横須賀市ハイランド1-29-8に置く。

第3条 目的

当スクールは、サッカーの技術向上および普及に努めると共に、サッカーへの正しい理解を深め子どもたちの健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ貢献に寄与すること目的とする。

第4条 入会資格

当スクールに入会するには、次の要件を備えていなければならない。

1. 当スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
2. スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
3. BANDIERA FOOTBALL SCHOOLの会員として認められたもの。

第5条 入会手続

1. 当スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い当スクールに申し込むものとする。
2. 所定の手続きを終え、当スクールが入会を認めたもの(以下スクール生という)は別途定める練習日から当スクールに参加することができる。

第6条 会費等

当スクールに入会をする者は、別に定めるところにより所定の会費を納入するものとする。

第7条 会費の不返還

一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

第8条 会費の滞納

スクール生が、会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、または当該スクール生を退会させることができる。

第9条 指導内容

当スクールは指導要綱を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

第10条 練習日及び時間

1. 当スクールの練習日、時間については、スクールが定めた年間スケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にスクール生に通知する。

第11条 スクール生のモラル

スクール生は次の事項を厳守しなければならない。

1. フェアプレー精神をモットーとし、スクール生全員がサッカーに親しみ楽しめるよう努めること。
2. 当スクールの目的に沿うよう努めること。
3. 「BANNDIERA FOOTBALL SCHOOL サッカースクール規約」及び本スクールの定める諸規則を遵守すること。
4. 練習及び試合に際して、当スクールが指定したスポーツウェア等がある場合には可能な限りそれを着用し、常に品位を保つよう努めること。

第12条 休会

1. 当スクールの休会(引き続き1ヶ月以上2ヶ月以下休む場合をいう)を希望するスクール生は、別途定める期日までに届け出なければならない。
2. 休会の期間は2ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我などの理由で当スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
3. 休会期間中の会費等の納入については別に定めるところによる。

第13条 退会

1. 退会を希望するスクール生は、別途定める期日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
2. 退会后、再入会する場合、再度入会金及び年会費、月会費を支払わなければならない。

第14条 スクール生の変更事項

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項等に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

第15条 除名

本規約に違反する等、BANDIERA FOOTBALL SCHOOLのスクール生としてふさわしくないと認められた者に対し、当スクールは退会させることができる。

第16条 事故の責任

1. スクール生は、当スクールが行い、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、当スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. スクール生は当スクールが指定する団体総合補償制度費用保険に必ず加入するものとする。

第17条 休校・閉鎖

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、当スクールを休校、もしくは閉鎖することがある。

第18条 写真・映像の使用

当スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をBANDIERA FOOTBALL SCHOOLのホームページ、その他、BANDIERA FOOTBALL SCHOOLが関係するプロモーションに使用する場合があります。

第19条 個人情報の取り扱い

当スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

第20条 細則

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は当スクールが別に定める。

第21条 発行

本規約は2023年3月1日より発効するものとします。